

四日市市開発許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月2日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第45号

四日市市開発許可等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市開発許可等に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請における添付書類)</p> <p>第13条 条例第17条各号に掲げる開発行為又は建築行為の許可を受けようとする者は、次の各号の申請の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>(1) 第1号アの申請に添付すべき書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか市長が必要と認めたもの</u></p> <p>(2) 第1号イの申請に添付すべき書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者の要件を示す図書 <u>(戸籍謄本、住民票、土地の所有状況がわかる資料等)</u></p> <p>ウ <u>土地の登記事項証明書及び公図の写し</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほ</p>	<p>(申請における添付書類)</p> <p>第13条 条例第17条各号に掲げる開発行為又は建築行為の許可を受けようとする者は、次の各号の申請の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>(1) 第1号アの申請に添付すべき書類</p> <p>ア <u>建築が必要な理由書</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げるもののほか市長が必要と認めたもの</u></p> <p>(2) 第1号イの申請に添付すべき書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請者の要件を示す図書</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほ</p>

か市長が必要と認めたもの

(3) 第1号ウの申請に添付すべき書類

ア (略)

イ 申請者の要件を示す図書(戸籍
謄本、住民票、土地の所有状況が
わかる資料等)

ウ 土地の登記事項証明書及び公図
の写し

エ 本家の間取り図及び住宅の賃貸
借契約書の写し

オ (略)

カ アからオまでに掲げるもののほ
か市長が必要と認めたもの

(4) 第2号の申請に添付すべき書類

ア 建築が必要な理由書

イ 申請者の要件を示す図書(戸籍
謄本、住民票、土地の所有状況が
わかる資料等)

ウ 土地の登記事項証明書及び公図
の写し

エ 予定建築物の平面図及び立面図

オ アからエまでに掲げるもののほ
か市長が必要と認めたもの

(5) 第3号の申請に添付すべき書類

ア 申請者の要件を示す図書(戸籍
謄本、住民票、土地の所有状況が
わかる資料等)

イ 土地の登記事項証明書及び公図
の写し

ウ 予定建築物の平面図及び立面図

エ アからウまでに掲げるもののほ
か市長が必要と認めたもの

か市長が必要と認めたもの

(3) 第1号ウの申請に添付すべき書類

ア (略)

イ 申請者の要件を示す図書

ウ (略)

エ アからウまでに掲げるもののほ
か市長が必要と認めたもの

(6) 第4号の申請に添付すべき書類

アからオまで (略)

(7) 第5号の申請に添付すべき書類

アからエまで (略)

(8) 第6号及び第7号の申請に添付すべき書類

アからエまで (略)

(9) 第8号の申請に添付すべき書類

アからオまで (略)

(4) 第2号の申請に添付すべき書類

アからオまで (略)

(5) 第3号の申請に添付すべき書類

アからエまで (略)

(6) 第4号及び第5号の申請に添付すべき書類

アからエまで (略)

(7) 第6号の申請に添付すべき書類

アからオまで (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市開発許可等に関する条例施行規則第13条第4号及び第5号の規定は、この規則の施行日前に協議の申出及び開発の申請がなされた宅地開発事業等については、適用しない。

(都市整備部開発審査課)